

フレフレハレ晴れ！ひなたの結婚応援事業業務委託仕様書

1 業務の目的

宮崎県（以下「県」という。）においては、コロナ禍の影響が懸念される婚姻数の減少や少子化の加速に歯止めをかけるため、本事業により、県内の若い世代を対象に、結婚や家庭についてのポジティブなイメージの醸成につながる情報発信等を行うとともに、結婚を希望する男女の1対1の出会いをサポートする為に県が設置する「みやざき結婚サポートセンター」（以下センターとする。）の若い世代の会員登録を促進し、出会いの機会の創出、成婚数の増加を図ることで、県内の婚姻数の増加、ひいては出生数の上乗せにつなげ、少子化対策の一助とする。

2 業務の名称

フレフレハレ晴れ！ひなたの結婚応援事業

3 委託期間

契約日から令和5年3月31日まで

4 委託料

20,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

5 委託業務の内容

（1）結婚機運醸成のための動画作成・配信

- ・若い世代が結婚に対するポジティブなイメージを持てる動画を作成すること。
- ・宮崎の結婚事情や体験談、若い世代が抱えている結婚や子育てに対する不安やネガティブなイメージを和らげるような情報やデータ、支援等を盛り込んだ内容とすること。
- ・結婚している人、結婚していない人双方のインタビューを盛り込むこと。
- ・動画作成の際は、宮崎にゆかりのある著名人又は、若い人に影響力のあるタレント、インフルエンサーなどを起用すること。
- ・動画は、3～5分程度のを1本とし、広告配信用については、配信に適した時間に設定すること。
- ・動画は、県庁ホームページ等に掲載するほか、SNS等で活用できるものとする。
- ・作成した動画を特に若い世代に効果的に普及啓発する方法を提案すること。

（2）県民参加型結婚応援キャンペーンの実施

結婚について考えるきっかけを提供したり、結婚について良好なイメージを醸成できる内容とすること。

① 結婚機運醸成の画像募集企画

- ・結婚に対する具体的なイメージを持ってもらうため、結婚式等の幸せそうな夫婦や家族の画像をコメントと共に募集する企画を運営すること。
- ・画像は広く一般県民から募集すること。
- ・募集に当たっては、SNS 広告等により、多くの方に応募してもらえるような広報を行うこと。

- ・ラッピングバス等で発信するなど、集まった画像を多くの県民に認知される形で公表すること。

② 婚活イベントの企画提案コンテスト

- ・高校生・大学生を対象に結婚や婚活について考える機会を持ってもらえるよう婚活イベントのアイデアコンテストを企画・運営すること。
- ・応募に当たっては、SNS 広告や高校・大学へのチラシ送付など効果的な広報を行うこと。

③ 募集を促すためのインセンティブ

- ・①及び②の応募者には、先着順で県産品（約 5,000 円×300 名分を想定）を景品として送付する。

(3) センター会員登録促進の実施

- ・センターの新規会員登録時に必要な年会費（2年間11,000円）を若い世代（20代を想定）に限り減免（3ヶ月程度）するキャンペーンの広報を行うこと。
- ・8～10月頃にキャンペーンが実施できるよう計画すること。
- ・ポスター・チラシを作成すること。
- ・若い世代をターゲットにした配信媒体、配信時期、配信先を設定し、効果的な広報を行うこと。

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権及び複製権は全て、宮崎県に帰属する。

① 権利関係の処理

素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果品が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととする。

② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前述のとおりとする。

③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の費用負担で対応するものとする。

④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

7 成果品

受託者は、委託業務を完了した時は、以下を定められた期日までに提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 本業務により完成した成果物および成果データを記録した CD-R 等

8 受託者の事業遂行上の注意事項

(1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連携をとりながら進めること。

(2) 本仕様書の定めのない事項に当たっては疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。

- (3) 性別役割分担意識等の特定の価値観を押しついたり、結婚や子どもを持つことへのプレッシャーを与えたりすることがないように、必要に応じて有識者の助言を受ける等の措置をとること。
- (4) 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態があることなどに配慮すること。
- (5) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (6) 委託業務により作成するコンテンツ等の最終デザインは、県と協議の上、決定すること。なお、委託業務の内容については、企画提案により受託者が特定した後、県との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (7) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (8) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (9) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とすること。
- (10) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- (11) 委託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。